

愛媛県学校における働き方改革推進本部

第1回本部会議

次 第

日時：令和元年5月24日（金）

15：30～

場所：第一別館10階教育委員室

- 1 本部長（副教育長）あいさつ
- 2 推進本部の運営方針等（教育総務課）
- 3 その他取組等に関する意見交換（本部員）

「愛媛県学校における働き方改革推進本部」の設置について

- ◀背景▶
- 本年1月、国の中央教育審議会において、学校における働き方改革に関する総合的な方策について答申がなされ、勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等についての提言がなされた。
 - 文部科学省では、この答申を踏まえ、学校における働き方改革を一層強力に推進していくこととしており、各教育委員会においても、これまで以上に本気で取り組む必要があるとしている。
 - こうしたことを踏まえ、県教育委員会として、県内公立学校における働き方改革について、その実効性のある取組を進めるため、「愛媛県学校における働き方改革推進本部」を設置する。

1 設置目的

本県の教師の長時間勤務の深刻な事態を踏まえ、学校現場で教育に携わる誰もが、ワークライフバランスを実現し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、県内公立学校における働き方改革を推進する。

2 運営方法

学校における働き方改革の推進について、その実効性を高めるための方針や取組等について検討・協議を行うとともに、取組等の進捗状況を調査・把握し、適切な進行管理を行う。

<検討・協議事項>

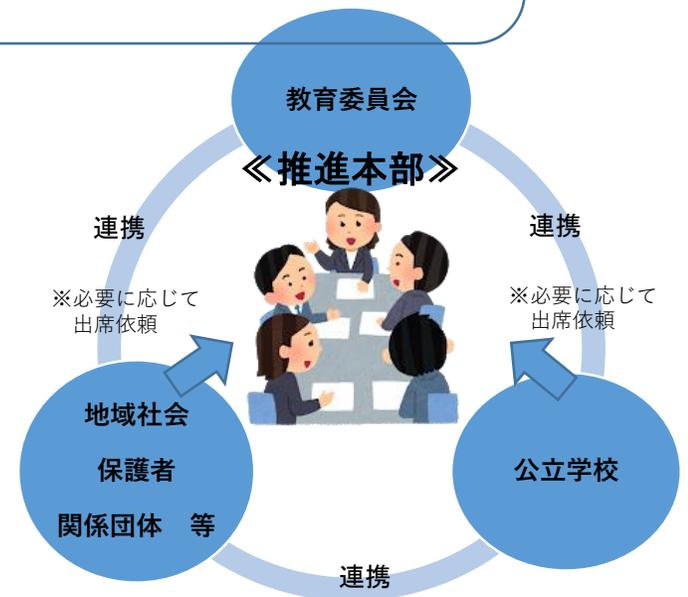
- 県立学校における教師の勤務時間の上限に関する方針の策定
- 一年単位の変形労働時間制の導入など、国による制度改革への対応方法
- 業務改善計画の策定・改訂及び進行管理
- 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化への取組方法
- 地域社会や保護者に対する働き方改革に係るメッセージの発信方法
- その他学校における働き方改革の実効化に関すること

3 構成員

- 本部長 副教育長
 - 副本部長 指導部長
 - 本部員
教育委員会事務局の関係各課（室）の長、
県総合教育センター所長
- ※ワーキンググループを設置する。
※必要に応じて、学校関係者等の出席を求め、意見を聴取する。

4 設置期間

令和元年度～3年度



実効性を高めるための方針や取組等の検討・協議
取組等の進捗状況の調査・把握

取組の適切な進行管理

各々の取組の徹底・加速

県全体の学校における働き方改革の推進
(ワークライフバランスの実現)

子どもたちに対する効果的な教育活動がさらに前進

推進本部における検討スケジュール(R元年度)

項目	細目	R元年度												備考	担当		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
(1) 推進本部の動き																	
①	推進本部会議の開催	設置協議	会議①				会議②				会議③					必要に応じて学校、関係団体等の出席を調整	総務
②	現場の状況確認・意見聴取	本部長、副本部長、(本部員)による現場の状況確認・意見聴取		現場												必要に応じて随時実施	義務 高校 特支
③	WG会議の開催	会議①	検討・協議、実行		会議②	検討・協議、実行		会議③	検討・協議、実行								総務
(2) 推進本部の検討・協議事項																	
①	県立学校における教師の勤務時間の上限に関する方針の策定		策定方針の検討	上限時間の方針・方針を執行するための方策について、協議・検討 ※										上限時間の方針を執行するための方策と合わせて、今年度中に策定 ※ 策定次第、通知	高校 総務		
②	一年単位の変形労働時間制の導入など、国による制度改革への対応方法	文部科学省における検討												文部科学省の検討状況、中教審の審議動向を確認しながら、協議・検討を行う			
③	来年度の業務改善計画の策定・改訂及び進行管理	策定・改訂	WGにおける検討										中間まとめ	策定・通知	来年度の計画は、WGにおいて策定を検討	WG	
		進行管理	取組の進捗状況確認										成果まとめ	公表	今年度の計画が確実に実行できるようWGメンバーを中心に各課室で取り組む	各課室	
④	学校及び教師が担う業務の明確化・適正化への取組方法	現場の状況確認を踏まえ、協議・検討													各課室		
⑤	地域社会や保護者に対する働き方改革に係るメッセージの発信方法	推進宣言	HPを活用した情報発信										効果的なメッセージ発信方法について協議		協議が整ったものから順次、発信	県・市町教育委員会、学校、保護者・地域、関係団体等が連携し、学校における働き方改革の推進について宣言を実施	総務
		PTA等への働きかけ	効果的なメッセージ発信方法について協議										協議が整ったものから順次、発信			社教	

※ 今後の協議の状況等により変更有り

学校における働き方改革に関する「中教審答申概要」等について

≪「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」の内容（H31.1.25 中央教育審議会）≫

- (1) 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進（上限ガイドライン関係）
 - (2) 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化
 - (3) 学校の組織運営体制の在り方
 - (4) 教師の勤務の在り方を踏まえた勤務時間制度の改革（変形労働時間制関係）
 - (5) 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備
- を柱として、これらの施策を総合的に推進することを提言

≪「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の内容（H31.1.25 文部科学省）≫

(1) 時間外勤務の上限の目安時間

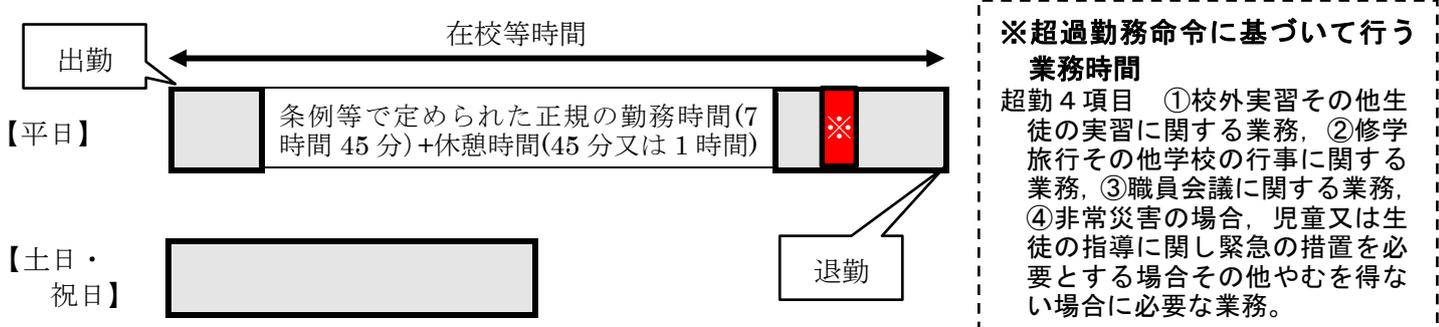
- 原則として、月45時間・年360時間
 - 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合でも
 - ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内
 - ・月100時間未満
- } を超えることはできない。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで

○罰則はなし

(2) 対象となる勤務時間

- 教師が校内に在籍している在籍時間が基本
 - ・「超勤4項目」以外の校務として行う勤務も含めて「在籍等時間」として把握
 - ※所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて行う自己研さんの時間
 - その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く。
 - ・校外での勤務についても、職務として行う研修への参加、児童生徒等の引率等の職務、テレワーク等によるものは合算



【在籍等時間】



I 前文

○文部科学省の取組について

- ・中教審答申を踏まえ、各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策について整理し、今回通知したもの
- ・学校における働き方改革を強力に推進するため、文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」を設置し、文科省の今後の取組について、工程表を作成
- ・今後、各教育委員会の取組状況を把握し、公表予定

○各教育委員会への依頼

- ・学校や地域、教職員や児童生徒等の実情に応じて、順次適切に取組を進めること
- ・学校種による業務の性質の違いについても十分に考慮の上、取組を徹底すること

○各地方公共団体の長への依頼

- ・各教育委員会が進める取組について、積極的な支援を

II 各教育委員会及び各学校において取り組むことが重要と考えられる方策

1. 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

(1) 勤務時間管理の徹底

- ・ICTの活用、タイムカード等により勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築

(2) 適正な勤務時間の設定

- ・登下校時刻について、適切に設定して保護者へ周知
- ・部活動について、ガイドラインを踏まえた適切な活動時間や休養日の設定
- ・正規の勤務時間の割り振り等を徹底（「超勤4項目」以外の業務を通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず命じざるを得ない場合）
- ・学校閉庁日の設定など、教職員が確実に休日を確保できるような工夫
- ・留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の体制整備
- ・学校運営協議会の場の活用、PTA等の協力による保護者や地域の理解の促進

(3) 労働安全衛生管理の徹底

- ・労働安全衛生管理体制の充実
- ・ストレスチェックが全学校で適切に実施されるよう取組（文科省実態調査予定）

(4) 研修・人事評価等を活用した教職員の意識改革及び学校評価等

- ・管理職の育成、登用にあって、マネジメント能力をこれまで以上に重視。働き方改革に関する研修を充実し、教職員の働き方を変えていく意識を強く持たせる
- ・全教職員に、働き方改革の目的や勤務時間を意識した働き方等、必要な研修を実施
- ・学校の経営方針、人事評価等に、教職員の働き方改革に関する視点を盛り込む
- ・学校評価の重点項目として、業務改善や教職員の働き方改革を明確に位置付け
- ・どれだけ長時間勤務を削減したかという実効性の観点から、教育委員会の点検・評価で取り上げる

2. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- ・ 県教委と市町教委が、それぞれの役割についてこれまで以上に本気で取り組むこと
- ・ 教育委員会として、域内の学校における働き方改革に係る方針・計画等を示し、自ら学校現場に課している業務負担を見直すこと
- ・ 教育委員会は、前面に立って、地域社会に理解されるような取り組みを積極的に行い、学校に課されている過度な負担を軽減することに尽力すること。
(文部科学大臣からのメッセージを適宜活用)

《具体的な取組み(抜粋)》

- ・ 教委内において学校教育担当と社会教育担当が連携し、学校と地域ボランティアとの円滑かつ効果的な連絡調整を推進
- ・ 調査・統計について、内容・様式等の精査、複数調査の一元化、調査結果の共有等
- ・ 首長部局や民間団体等による学校宛て調査、出展依頼、配布依頼等について、学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力要請
- ・ 部活動に関する教師の意識改革の推進（採用、人事配置等においては、質の高い授業を行う能力、生徒指導の知見や経験等を評価。部活動指導力はあくまで付随的なもの）
- ・ 高校等の入学者選抜における部活動に対する評価の在り方の見直し
- ・ 部活動の数の適正化、合同部活動や地域のクラブ等との連携等を積極的に進める
- ・ 学校行事の精選、内容の見直し、準備の簡素化
- ・ 専門スタッフなどの参画の推進。学校に対する理解を深め、必要な資質・能力を備えることができるような研修等の実施
- ・ 学校と保護者・地域住民の間でのトラブル等について、スクールロイヤーの配置等、学校に対する支援を教育委員会が積極的に進める
- ・ 統合型校務支援システム等ICTの整備、コピー機等のOA機器の導入・更新を推進
- ・ 県と市町教委間で重複した内容の研修の整理・精選、研修報告書等の簡素化 等

3. 学校の組織運営体制の在り方

- ・ 委員会等の組織や担当について、法令で義務付けられたものを除き、整理統合
- ・ 主幹教諭や主任等がミドルリーダーとしての役割を發揮できるよう授業時数の軽減等
- ・ 事務職員の校務運営への参画を一層拡大

4. 確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- ・ 今回の答申を踏まえた取組みを一過性のものとするかないよう、文科省において実態調査を実施し、結果を公表する
- ・ 各教委においても方針を策定し、定期的に教育委員会会議や総合教育会議の議題として扱い、学校や教師がおかれている状況について行政部局とも共有して共通理解を含め、随時必要な施策に取り組むこと。

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表①

	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年
		1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月
全体	中教審 働き方改革 審議	答申	工程表 作成	通知	TALIS 2018公表	PISA 2018公表	小・中・高等学校 新学習指導要領順次実施		
		働き方改革 推進本部設置		随時開催 幹事会 随時開催		教育課程、免許、研修、先端技術の効果的な活用等、今後の検討課題について中教審等で検討の上、結論の出たものから制度改正、実施			
勤務時間管理の徹底	上限ガイドラインと ガイドライン 検討	決定	通知	運用に係る Q&Aの提示	法令上の根拠を設ける 制度的工夫の検討	制度的工夫を 踏まえた対応 の教育委員会 への周知	上限ガイドラインを始点としたPDCAサイクルの実施		
		教育委員会に対し、地方財政措置も活用した勤務時間管理の徹底を指導		PTA団体等との協力による 適切な時間設定の働きかけ					
労働安全衛生管理の徹底	全ての学校での労働安全衛生管理(ストレスチェックを含む)の充実を指導		法令上の義務の遵守徹底を指導		実施状況を調査・公表、指導を実施 ※特にストレスチェックについては市町村毎の公表を予定				
	労働安全衛生に関するわかりやすい資料作成		労働安全衛生に関する先進事例の収集		教育委員会へ周知				
	労働安全衛生に関する改善事例の把握				電話窓口の活用を啓発				
					空調整備の支援				
意識改革			各種会議での呼びかけ		フォーラムの開催		フォーラム		
			優秀教職員表彰での働き方改革の観点考慮		表彰		表彰		表彰
	学校評価における評価項目例の作成		教育委員会へ周知						
メッセージ発信	大臣 メッセージ 発出	関係省庁へ協力等要請		関係団体(知事会、市長会、町村会、経済団体等)へ協力等要請					
		PTA等と連携して周知							
		教育委員会向けビデオ教材作成							
	政府広報等を活用したWEB動画等の作成・周知				地方公共団体の研修等における活用促進				
	業務改善の優良事例収集				ポイント等を明示した資料の作成				

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表②

	2018年	2019年			2020年		2021年	22・23年		
	1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月		
業務の役割分担・適正化	組織再編	学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整することを徹底								
	業務改善状況調査の見直し	調査の実施	市区町村別に公表		調査	公表		調査	公表	
	学校管理規則，標準職務モデル案提示									
	学校単位で作成される計画の効果的な在り方の提示									
	部活動ガイドライン策定	地域・保護者向けメッセージ発出								
		教育委員会等への要請								
		大会主催者への大会日程や出場資格・引率に係る規定の見直し要請	実施状況を踏まえつつ，大会主催者へ引き続き要請							
		部活動ガイドライン遵守を前提とした部活動指導員の配置								
		将来的に，部活動を学校単位から地域単位の取組にし，学校以外が担うことも積極的に進めるために必要な方策を検討								
		学校給食費公会計化ガイドライン策定								
	これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の役割分担・適正化を進めるための方策の推進									
	総合的な学習の時間での校外学習の明確化，様式の簡素化など指導要録の改善通知									
組織運営体制	業務効率化に向けた，組織や校務分掌の整理・統合のモデルを提示									
	主幹教諭や事務職員の活用による業務改善等の優良事例の収集				優良事例の周知					
	学校管理規則，標準職務モデル案提示									
	若手教師支援のため，ホームページやSNS等を通じた指導方法等に関する情報を発信									
勤務時間制度	一年単位の変形労働時間制導入に向けた制度的検討		制度改正		周知					
	部活動の大会主催者等に対する夏季休業中の大会の見直し要請									
	夏季休業中に業務を求めてきた通知等の見直し									
	教職調整額の水準について，必要に応じ中長期的な課題として検討									
	公立学校の教師に関する労働環境について，法制的な枠組みを含め，必要に応じて検討									
環境整備	英語専科を担当する教師など，学校指導体制の充実									
	スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，部活動指導員，スクールサポートスタッフなど，多様なスタッフの配置促進									
	家庭教育の充実への支援，コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働活動の推進									
	校務の情報化など，学校のICT環境整備の推進									
	モデル事業		事例紹介		事例紹介		事例紹介			
フォローアップ等	積極的に取り組んでいる地方公共団体に対してインセンティブを講じる仕組みを検討				インセンティブを講じる仕組みの導入					
	勤務実態調査									